

## NO&T Finance Law Update 金融かわら版

2021年8月 No.72

### 日本における SPAC 上場の可能性と解禁に向けた検討（下）

弁護士 木村 聡輔  
同 齊藤 元樹  
同 宮下 優一

#### はじめに

本ニュースレターでは、上・中・下の3部に分けて日本における SPAC (Special Purpose Acquisition Company: 特別買収目的会社) の可能性と解禁に向けた検討をご紹介します。最終回となる下巻では、日本における SPAC の導入に向けた今後の課題のうち上場制度上の検討課題についてご紹介します。

#### 目次：

1. 日本における SPAC の議論の現状
2. SPAC の主なプレイヤーとストラクチャー  
<以上、[上巻（第70号）](#)>
3. SPAC のメリット
4. 日本における SPAC の導入に向けた今後の課題（法令上の検討課題）  
<以上、[中巻（第71号）](#)>
5. 日本における SPAC の導入に向けた今後の課題（上場制度上の検討課題）  
<以上、下巻（第72号）>

#### 日本における SPAC の導入に向けた今後の課題（上場制度上の検討課題）

現在の日本の上場制度には、SPAC 上場を想定した制度が存在していないため、日本で SPAC 上場を行えるようにするためには、上場制度の整備が必須であるところ、そのためには以下のような観点からの検討が必要ではないかと思われます。

##### ① SPAC の投資家層をどのように設定するか

まず、大きな視点としては、SPAC への投資について、個人投資家も含めた投資家全般に広く門戸を開くか、プロ投資家のみが参加できる市場とするかという制度設計上の論点があります。すなわち、中巻「SPAC のメリット」で述べたとおり、SPAC が伝統的な IPO に比べると複雑な制度であること等から、特に個人投資家について SPAC への投資を可能とすることに投資家保護の観点で問題ないかについては議論がありうるようです。

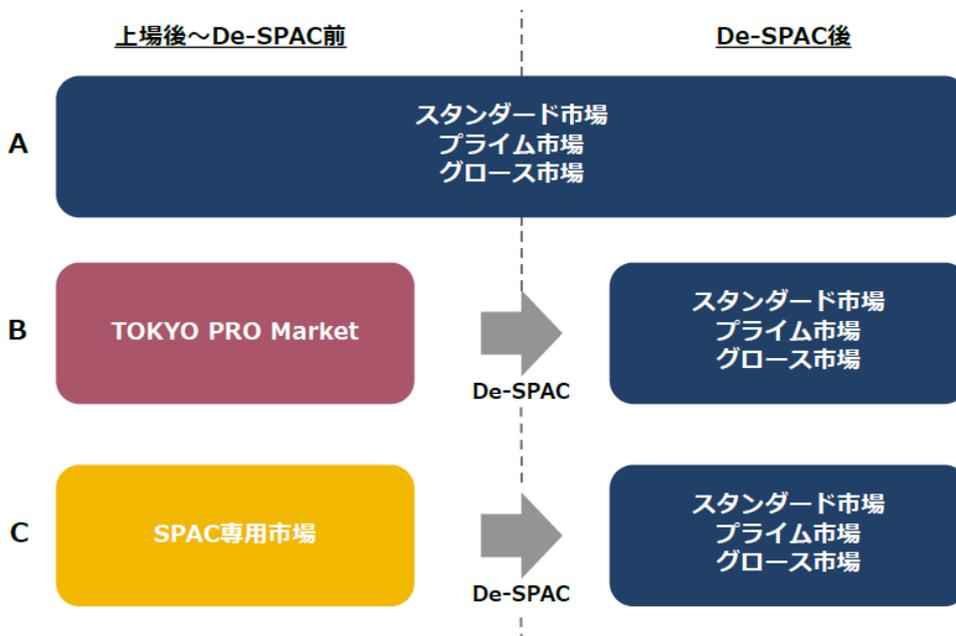
議論の前提として、SPAC は、De-SPAC の完了前後で、その実態が大きく異なるため、それぞれの期間に応

じた制度を検討するべきと思われるところ、少なくとも、De-SPAC 完了後は、通常の事業会社と別に扱う理由はないのではないかと思われます。そのため、仮にプロ投資家のみが参加できる制度とする場合であっても、De-SPAC が完了するまでの間においてのみ、そのような制度が適用されるようにすることで必要十分ではないかと思われます。例えば、現行の制度を前提とすると、当初は、特定投資家と非居住者のみが取引できる TOKYO PRO Market への上場のみ可能とし、De-SPAC 完了後は、その他の投資家も参加するスタンダード市場・プライム市場・グロース市場のいずれか（現行の市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQ から 2022 年 4 月に移行します。）に上場先を移行できるようにすることもあります<sup>1</sup>。

もっとも、De-SPAC 完了前のタイミングで個人投資家（適格機関投資家や特定投資家に該当しない大多数の一般投資家<sup>2</sup>）が SPAC に投資できない制度にしてしまうと、SPAC への投資メリットを個人投資家が享受できなくなり、そもそも SPAC が想定していた各プレイヤーにとってのメリットの多くが実現できない（伝統的な IPO との対比で魅力的とは言い難い制度となる）可能性があります。

そのため、SPAC の健全な発展のためには、個人投資家も含めた投資家全般に広く門戸を開いた制度とする方向性が建設的であるように思われますが、その場合には、伝統的な IPO における制度を踏まえて、必要十分な投資家保護が担保された制度とすべきと思われます。もちろん、必要十分な投資家保護を担保するための制度といっても多種多様であり、今後の議論の進展を待つ必要がありますが、SPAC は一般の事業会社とは全く異なる実態を有していることを踏まえれば、投資家の理解のしやすさの観点からも、既存の一般の事業会社による上場を前提とした市場区分を利用するのではなく、真正面から SPAC 専用の新たな市場区分を創設することには相応に合理性が認められるといえます。その上で、例えば、上場後～De-SPAC 完了前は、かかる SPAC 専用市場への上場のみを許容することとし、De-SPAC 完了後はスタンダード市場・プライム市場・グロース市場のいずれかに上場するといった制度とすることで、SPAC が予定する手続の進捗に応じた投資家保護の在り方を追求できるのではないかと考えられます。

（市場設計の多様な在り方のイメージ）



<sup>1</sup> なお、TOKYO PRO Market への上場に伴う特定投資家私募の場合には、金融商品取引法上の有価証券届出書の提出は不要となり、その代わり特定証券情報の公表が必要となるなど、TOKYO PRO Market 以外の市場への上場における発行市場・流通市場の開示制度の枠組みとは大きく異なることになることから、これらの規制の適用関係も、整理・検討することが必要となります。

<sup>2</sup> なお、2021 年 6 月 18 日に金融庁の金融審議会・市場制度ワーキング・グループから公表された第二次報告（[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20210618.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20210618.html)）では、個人の特定投資家の要件の緩和等が提言されており、今後の制度改正により、個人の特定投資家が増加する可能性はあります。もっとも、同報告によると、2020 年末時点の個人の特定投資家は延べ 92 名（大手証券会社 5 社のヒアリングに基づく。）とされており、非常に限定的となっています。

## ② SPAC において投資家が負担するリスクと投資家保護の実現のための方策

SPAC における投資家保護の実現方法を検討するためには、SPAC を利用することで（特に伝統的な IPO との対比で）投資家にどのようなリスクがあるかを分析するのが有益と思われます。

### (ア) SPAC に投資した資金の回収ができなくなるリスク

このリスクについては、①法的には A 種株式（IPO 時に一般投資家に販売される株式）に金銭償還請求権を付すことにより、また、②経済的には SPAC 上場時に一般投資家から集める出資資金をエスクロー管理する仕組みを採用することにより合理的な対応が可能と思われます。さらに、③SPAC による事業活動を制限するルールを設定することで、SPAC が予定されていない金銭の使用や債務負担を行うリスクを低減させることもありうる制度設計であろうと思われます<sup>3</sup>。

このうち、②エスクロー管理の仕組みとしては、例えば、信託を利用した分別管理の手法等が想定されますが、この点については、SPAC の上場要件として、一定の合理的な要件を満たしたエスクロー管理の仕組みが整っていることを要求することで制度的な担保がなされると思われます。

### (イ) SPAC が買収先を見つけられないリスク

SPAC の仕組みを前提とする限り、上場した SPAC が最終的に適切な買収先を見つけられないという事態を完全に回避することはできません。そのため、かかる事態を回避することを確保する制度を設けることは困難であり、一般投資家としても受け入れるべきリスクであるとの評価もありうるどころかと思われる（例えば、上記（ア）に記載した資金回収のための仕組みが存在していることで、この点の投資家保護としては必要十分と整理することもありえます。）。

もっとも、一般投資家による SPAC への当初の投資（IPO 時の出資）は、SPAC のスポンサーの買収先の選定能力に対する評価・信頼等に裏付けられるものといえるところ、IPO 時のスポンサーに関する情報開示が不十分・不正確<sup>4</sup>であったとすれば、上記のような事態について、当然に一般投資家としても受け入れるべきリスクであるとまでは言い難いように思われます。そのため、一般投資家のスポンサーに対する合理的な信頼を保護するべく、SPAC の IPO 時においてスポンサーに関する情報としてどのような内容の開示を求めるか等について、制度として明確化する<sup>5</sup>のが合理的ではないかと思われます。これによって、SPAC 間の差異もより明確化され、また、統一的な開示ルールを適用することで、一般投資家による SPAC の比較も容易になると思われます。

### (ウ) De-SPAC の条件が SPAC 側に不利であるにもかかわらず、De-SPAC に賛成してしまうリスク

De-SPAC の条件が SPAC 側に不利な場合としては、スポンサーが選定してきた買収対象会社がそもそも不適切なケースの他に、当該会社が買収対象としては適切というものの SPAC との間の買収・統合条件が SPAC 側に不利に設定されている場合等がありうるどころです。

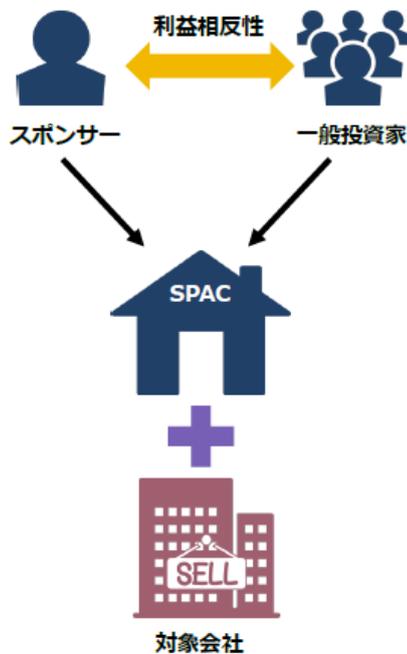
<sup>3</sup> なお、②のエスクロー管理により事業活動が事実上制限されており、一般投資家の保護としては、これをもって十分との評価も合理的にありうるどころですが、法的には、資金の出し入れを行うことと対外的な債務負担を行うことは異なる行為である（資金がエスクロー管理されていても、SPAC が対外的な債務負担を行うことは可能である）ため、なお③のような制度の要否については議論の実益が認められると思われます。

<sup>4</sup> 実際には、どのような場合に本文記載のような情報の不十分性・不正確性を認めるべきかという点について、判断が難しい場面が多く発生する可能性は否めません。また、そのようなスポンサーに関する情報を信じた一般投資家には、どのような損害が生じているのかという点についても議論が必要と思われます。この点については、少なくとも、複数の SPAC が投資対象として選択肢にあがっている状態を前提とすれば、一般投資家としては、SPAC のスポンサーの能力等が最も重要な選択の指標であることは間違いなくあり、仮にスポンサーに関する情報が正しく開示されていれば、異なる SPAC への投資に投資資金を振り向けられた、という事情があるのであれば、そのような機会損失は一般投資家にとっては損害というわけでもありません。

<sup>5</sup> さらに、虚偽等の情報開示があった場合にスポンサー自身に一定の責任を負わせる法制度とすることも合理的なように思われます。

このような事態が生じる主な原因としては、SPAC のスポンサーによる買収対象会社の選定・条件交渉が不十分であることが挙げられますが、これが、スポンサーとして合理的な努力を果たした結果であればやむをえないものの、いわゆる構造的な利益相反の問題（一般投資家にとって不利な条件であったとしても、買収完了に伴いスポンサーが得る利益が大きいため、期限内に買収を行うインセンティブが生じている状態）に起因するのであれば、これを抑制する方策を検討する必要があると思われます<sup>6</sup>。上巻「SPACの主なプレイヤーとストラクチャー ②SPAC に必要となる手続の大まかな流れ」で述べたとおり、買収完了後の一定期間においてロックアップに服するという制度は、かかる観点から合理性を説明することが可能ですが、これだけで構造的な利益相反の問題への対応として十分かは議論の余地があります。根本的な問題として、SPAC のスポンサーが、買収完了を契機に大きなリターンを得るという構造自体を問題視するのであれば、米国で一般的に採用されているスキームよりも、スポンサーに付与されるインセンティブの程度を抑制する制度（例えば、スポンサーが取得する B 種株式の内容や取得株式数に一定の制約を設ける）を採用することも一案ですが、これはまさにスポンサーにとっての SPAC のメリットの低減そのものであり、適切な規制をどのように設定するか（どのようなインセンティブの付与であれば適切と評価できるかという点の線引き）は難しい問題であるといえます。

（De-SPAC における構造的な利益相反性）



また、構造的な利益相反の存在により M&A 取引の条件がゆがめられるリスクを孕む局面は、MBO や上場子会社の完全子会社化のための取引等、De-SPAC 以外にも存在しえますので、そういった取引類型で採用されている利益相反排除措置を参考に、De-SPAC の条件の公正性を制度的に担保する試みもありうるように思われます<sup>7</sup>。

De-SPAC の条件が SPAC 側に不利である場合、そのような買収は、SPAC 株主により拒否される（SPAC の株主総会において当該買収は否決される）のが、本来、SPAC 制度が予定している帰結であると思われます。しかし、現実には、このような買収であっても、株主総会において承認される可能性は相応にあるところ、その原因としては、買収対象会社に関する情報および De-SPAC の条件に関する情報の開示が不

<sup>6</sup> 例えば、付与されるインセンティブの全部または一部については、De-SPAC 完了後一定期間における SPAC の業績等に連動して付与の有無・多寡が決定される仕組みとすることを強制することも考えられます。

<sup>7</sup> 例えば、独立役員などスポンサーから独立した者／De-SPAC 完了により経済的な利益を受けない者による取引条件の検証を義務づけることもありうる対応ではないかと思われます。

十分であったり、開示された情報の不正確・ミスリーディングであったりすることに起因する可能性もあります。

以上のような De-SPAC 実施時に生じる利益相反や情報の不実開示等のリスクへの対応方法として、De-SPAC 時の取引所の関与（下記「③De-SPAC への取引所の関与度」）や法令上の責任の強化等（中巻「日本における SPAC の導入に向けた今後の課題（法令上の検討課題） ①買収時の情報開示」ご参照）による対応をとることが考えられます。ただし、上巻「SPAC の主なプレイヤーとストラクチャー ②SPAC に必要となる手続の大まかな流れ」に記載のとおり、SPAC の場合、一般投資家に付与される金銭償還請求権とインセンティブ（端数ワラント）により、一般投資家にとっては、常に（De-SPAC の条件がどうであれ）株主総会において賛成票を投じるのが経済合理性のある行動となる可能性があります。そのため、伝統的な IPO のように「目論見書に虚偽記載等がなければ、当該株式への投資を行わなかった」といった因果関係が、SPAC においては容易に見出せない可能性があり（例えば、提供された情報に虚偽記載等がなければ、この De-SPAC には賛成しなかった、とは一概にはいえない可能性がある）、De-SPAC の条件について不正確な情報を提供された一般投資家のうち、どの範囲までを救済する制度とすべきかという視点での検討も必要となるように思われます。

### ③ De-SPAC への取引所の関与度

上記②（ウ）で指摘したとおり、一般投資家保護の観点からは、SPAC による買収について、取引所がどこまで関与するかといった点も非常に重要な論点といえます。

日本の伝統的な IPO においては、取引所による綿密な上場審査（また、主幹事証券会社による綿密な推薦審査）が行われ、それを通過した会社のみが上場できるという点に大きな特徴があります。他方、SPAC においては、上場時点では具体的な事業を行っておらず実質的な上場審査を行おうがない一方で、買収段階では、既に SPAC は上場済みの状態であり、少なくとも現行の制度を前提とする限り、取引所が上場審査のような主体的な関与を行うことは想定されません。しかしながら、SPAC における一般投資家にとっての実質的な投資判断は、SPAC が実施しようとしている買収への賛否又は買収後の SPAC への投資を通じて行われることとなるため、投資家保護の要請を実現すべきタイミングが上場後に訪れるという特殊性があり、伝統的な IPO と同水準の投資家保護を図るとすると、これをどのように図るかがポイントとなります。そのため、SPAC の導入に際しては、買収時の取引所の事前審査制度の要否についても整理が必要と考えられます。他方で、事前審査は、買収の対象会社となる非上場会社を対象として行われることが想定されるところ、これを理由に買収完了までに長い時間がかかってしまうとすれば、SPAC のメリットの一つ（非上場会社・売主にとって、伝統的な IPO よりも早期に上場・Exit が可能となる点）が損なわれてしまうことから、バランスを考慮した議論が必要と思われる<sup>8</sup>。

なお、上記に関連して、いわゆる裏口上場との関係についての整理も必要となります。すなわち、現在、取引所の上場規程では、裏口上場の防止を目的として、上場会社が非上場会社と吸収合併等を行った結果、上場会社が実質的な存続会社でないこと認められ、かつ、一定期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合しない場合には上場廃止となることが定められており、上場会社が非上場会社と吸収合併等を行う場合に、事前に審査をするという建付にはなっていません。そのため、上場会社が実質的には非存続会社となる SPAC の場合に、かかる規程の適用関係をどのように整理するかを検討する必要がありますが、少なくとも、De-SPAC について事前審査を入念に行う制度を採用するのであれば、これを裏口上場として改めて審査する必要性は認められないように思われます。

<sup>8</sup> 一般の買収案件において活用されるフィナンシャルアドバイザーやリーガルカウンセラーをどのように活用するかも議論が必要と思われる。特に一般的な買収案件以上に、キャピタル・マーケットの観点にも精通していることが不可欠と思われる。

#### ④ その他 SPAC に特化した制度整備の必要性

SPAC が、現行の上場制度で予定されていないストラクチャーを前提としているため、上記の他にも多くの制度について整備の要否を検討する必要があると思われる、例えば、以下のようなものが指摘できます。

##### (ア) SPAC に特化した上場基準・開示・ガバナンス制度

SPAC については、IPO 時の審査基準・上場維持基準・上場廃止基準・適時開示制度等の整備も必要となります。現行および 2022 年 4 月以降の新市場区分のもとでのこれらの基準・制度においては、上場申請会社は上場申請時点において一定期間中事業を継続していることや売上等を計上していることが要件とされており、上場会社が事業活動を行わないことや上場後のスポンサーによる買収を前提としていることが想定されていないため、SPAC の実態に即した特有の基準・制度を設ける必要があります。

さらに、既に述べたとおり、SPAC による非上場会社の買収については、スポンサーと一般投資家との間の構造的な利益相反の問題があるため、一般投資家の利益保護の観点から、SPAC のガバナンス体制の一環として、独立社外取締役等の活用が重要ではないかと思われます。この点に関して、上場会社としてのコーポレートガバナンス・コードの適用の有無が問題となりえますが、少なくとも De-SPAC 完了前の SPAC については、コーポレートガバナンスを通じた企業価値の向上といった考えは妥当しませんし、一般投資家の利益保護についても SPAC 制度に特化した対応を検討するべきと思われる、適用対象外とした上で、SPAC の実態に即したガバナンス体制を求めることが合理的な対応ではないかと思われます。

また、買収前と買収後では、投資家の投資判断にとっての重要な情報も変わってくるのが想定されますので、適時開示、決算開示等<sup>9</sup>について De-SPAC 前後で基準を何らか変えるかなども検討することが考えられます。

##### (イ) SPAC の発行するユニットの上場のための制度整備

SPAC の IPO 時に投資家に発行される「ユニット」を日本でそもそも利用するかという商品設計上の論点もありますが、仮に利用するとして、それを日本法上どのように構成・実現するかが課題となります。この点については、種類株式や新株予約権その他の普通株式以外の有価証券の形態を利用することが現実的ではないかと思われるところ（中巻「日本における SPAC の導入に向けた今後の課題（法令上の検討課題）」②SPAC の『ユニット』の組成方法」ご参照）、これらの普通株式以外の有価証券を上場させるために必要となる基準・制度の仕組みづくりも必要となります。例えば、現行の種類株式に関する上場制度としては、優先株等（非参加型優先株および子会社連動配当株）については特別な上場制度があるほか、無議決権株式・議決権の少ない株式については特別な上場審査基準が設けられていますが、その他の権利内容の種類に応じた審査（例えば取得請求権や取得条項の内容に着目した審査）を整備する必要があるかも検討することが考えられます。また、現行制度上、種類株式の転換のメカニズムを通じて、全く新たな種類株式の新規上場をシームレスに認めるようなものは存在しないため、かかる転換のメカニズムを実現するための制度改正も必要と思われます。新株予約権については、現在の取引所の上場制度はいわゆるライツオフリングを念頭に置いた制度になっているため<sup>10</sup>、上場新株予約権を活用する場合には当該上場制度の見直しも検討が必要となると考えられます。

また、米国においては、買収完了前の段階では、一般投資家が SPAC の取締役の選任・解任を行うこと

<sup>9</sup> あわせて、臨時報告書、インサイダー取引規制、フェアディスクロージャールールといった法令における開示制度や取引規制の改正も検討されるべきです。なお、SPAC（空箱）である期間中の新たな開示制度の検討に際しては、J-REIT に関する開示制度も一定程度参考になるように思われますが、投資対象が企業であるか不動産であるか等に起因する考慮事項も相応に異なることが想定されますので、比較する際には慎重に行う必要があります。

<sup>10</sup> 新株予約権無償割当てにより発行されるものであることに加え、行使期間満了の日が割当てに係る基準日後 2 か月以内に到来するものであること、ノンコミットメント型の場合の業績・財務要件などが設けられており、SPAC の実態とは沿わないように思われます。

は予定されていないため、日本においてもこのような仕組みに制度的な保証を与えようとした場合、IPO時に一般投資家に販売する SPAC 株式の内容として議決権を制限する旨を規定する方法がありえます。しかしながら、そのような種類株式を多く発行することは現行法上は困難であり（会社法 115 条により、議決権制限株式の数が発行済株式総数の 1/2 を超えるに至った場合には、直ちに 1/2 以下にするための必要な措置をとる必要があります。）、現実的には、SPAC の取締役の当初の任期を De-SPAC の期限よりも後に規定し、買収完了前の段階では選解任のタイミングが到来しないようにするといった事実上の対応に終始する可能性は否めません。また、そもそも SPAC の制度設計として、一般投資家による SPAC の取締役の選任・解任を制限することが適切かという点も議論が必要と思われます。

## まとめ

日本における SPAC 導入に関する議論はまだ始まったばかりであり、今後の関係各所の動向を注視する必要があります。また、キャピタル・マーケットや M&A など様々な法分野にまたがる複雑な超えるべきハードルが多数存在しています。諸外国の制度を参考にしつつも、日本における既存の制度や SPAC 上場についてのニーズを正確に把握し、これらを踏まえた柔軟な検討が必要となります。

2021 年 8 月 16 日

## [執筆者]

**木村 聡輔**（弁護士・パートナー）

sosuke\_kimura@noandt.com

2006年京都大学法学部卒業。2007年弁護士登録、2014年再登録（第一東京弁護士会）。2007年長島・大野・常松法律事務所入所。2013年 Duke University School of Law 卒業（LL.M.）。2013年 Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP（ニューヨーク）勤務。2014年～2015年シティグループ証券株式会社投資銀行本部勤務。キャピタル・マーケット分野及び M&A・コーポレート分野を中心に上場会社の資金調達・組織再編案件において豊富な経験を有する。その他、インサイダー取引規制・開示規制、金融取引規制について幅広く助言等を行っている。The Best Lawyers in Japan 2020（キャピタル・マーケット）受賞、Who's Who Legal Japan 2020（キャピタル・マーケット）受賞、ALB 40 under 40 2020 選出。

**斉藤 元樹**（弁護士・パートナー）

motoki\_saito@noandt.com

日本企業の国内外での株式・社債等の発行、IPO、M&A、ストックオプション・株式報酬に関する助言等を中心として、企業法務全般にわたりリーガル・サービスを提供している。2006年東京大学法学部卒業。2007年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2011年～2012年外資系証券会社へ出向。2013年 Columbia Law School 卒業（LL.M.）。2013年～2014年 Simpson Thacher & Bartlett（ニューヨーク）勤務。

**宮下 優一**（弁護士・パートナー）

yuichi\_miyashita@noandt.com

国内外の資本市場における、新規株式公開（IPO）、株式の公募増資、売出し、ブロックトレード、第三者割当増資、種類株式、新株予約権、社債、新株予約権付社債（CB）等、大手証券会社での勤務経験を活かし、キャピタル・マーケット案件や情報開示に関する助言を幅広く行う。また、M&A、企業情報開示（ESG・SDGs 開示を含む）、コーポレートガバナンス、金融規制法、その他の企業法務全般にわたりリーガル・サービスを提供している。公益社団法人 日本証券アナリスト協会 認定アナリスト（CMA）。The Best Lawyers in Japan 2022 - Capital Markets Law 受賞。

2007年大阪大学法学部卒業。2009年京都大学法科大学院修了。2010年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2016年 University of California, Los Angeles, School of Law 卒業（LL.M., specializing in Business Law - Securities Regulation Track）。2016年 Thompson Hine LLP（New York）勤務。2016年～2017年 S M B C 日興証券株式会社 資本市場本部 エクイティ・キャピタル・マーケット部勤務。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

## 長島・大野・常松 法律事務所

[www.noandt.com](http://www.noandt.com)

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: [info@noandt.com](mailto:info@noandt.com)



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Finance Law Update ~金融かわら版~の配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<[newsletter-finance@noandt.com](mailto:newsletter-finance@noandt.com)>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませ。